

畜産とくつく情報

平成 19 年 4 月 23 日

(通算 第 77 号)

問い合わせ先

長野県庁農政部畜産課

電話 026-235-7234

chikusan@pref.nagano.jp

牛ヨーネ病の検査体制等が変わります

ヨーネ病は全国的に発生頭数が増加しており、全国的なまん延が危惧されていることから、農林水産省は平成 18 年 11 月 1 日、「牛のヨーネ病防疫対策要領」を制定しました。

長野県では、平成 17 年 4 月に県のヨーネ病防疫対策要領を改訂し、定期検査の対象を肉用繁殖牛まで広げて対策を実施してきましたが、今回の国の要領制定を受け、県の要領を改訂し、平成 19 年 5 月 1 日に施行します。

主な改正点等

- 法に基づく定期検査は基本的に変更ありませんが、発生が確認された場合の検査プログラムは裏面のとおりとなります。
- 導入牛の検査も継続しますので、県外から搾乳用・繁殖用として牛を導入した場合は、家畜保健衛生所へ届け出てください。
- 県内から導入する場合は、導入元に対し、ヨーネ病の検査結果等を確認してから導入してください。
- 清浄農場と発生農場の区分
国の要領に基づき、清浄農場はカテゴリー 、発生農場はカテゴリー としました。
今後、全国的にもカテゴリー ， という呼び方が普及していきます。
- 共進会への出品、公共牧場への放牧等にあたっては、共進会や牧場、市場の規定により、主催者等からカテゴリー の証明書又は個体の陰性証明等の提示が求められることがあります（証明書は家畜保健衛生所で発行[有料]）。
長野県では、共進会や県内の牧場において、主催者等が牛の証明書等を確認するよう指導しております。

ご不明な点は家畜保健衛生所までお問い合わせ下さい

ヨーネ病対策では以下のことが最も重要です

早期発見

- 法に基づく定期検査(2年に1回)実施(乳用牛・肉用繁殖牛・種雄牛 対象)
- 分娩後の下痢発症等があれば早めに獣医師に相談 (種雄牛は1年に1回)

導入牛対策

- 生産農場のヨーネ病発生状況等を確認して牛を導入
- 導入牛は家畜保健衛生所への報告し、検査実施
- 導入後しばらくの間隔離飼育し、異常がないか観察

適切な飼養管理

- 牛舎内の清掃、洗浄、消毒
 - 農場出入口の消毒薬散布(入場車両対策)
 - 牛舎出入口での踏み込み消毒槽利用
 - 分娩牛房の清掃、消毒
 - 適切な初乳給与
 - 子牛の成牛からの早期隔離
 - 排せつ物の完熟堆肥化、など
- <飼養衛生管理基準を遵守しましょう>



ヨーネ病防疫対策の概要 (イメージ)

